

学校における石綿付金網について

平成 17 年 11 月 29 日

すべての小・中・高等学校等で使用は中止され、児童生徒の手の届かない状態にある。

1. 調査では、平成 17 年 11 月 10 日現在で、全国 47 都道府県教育委員会、都道府県私立学校
主管部局及び附属学校を置く各国立大学法人を通じて、すべての小・中・高等学校、中等
教育学校、盲・聾・養護学校について、石綿付金網の処理状況を把握するよう求めた。
2. 調査結果は、次のとおりである。（（ ）内は、総学校数に占める割合。）

総学校数	40,206 校（100 パーセント）（休校等 392 校を除く） （内訳）公立：37,775 校，私立：2,220 校，国立大学法人附属：211 校
①廃棄	<u>36,392 校（90.5 パーセント）</u> （内訳）公立：34,221 校，私立：1,976 校，国立大学法人附属：195 校
②密封保管	<u>3,814 校（9.5 パーセント）</u> （内訳）公立：3,554 校，私立：244 校，国立大学法人附属：16 校 ※なお、この密封保管のものも、すべて本年度末までに廃棄予定である。

※「廃棄」とは、学校において当該金網を廃棄して手元に存在しない状態または教育委員会において一括して処理するため学校から回収した状態など学校に既に石綿付金網が存在していない状態をいう。また、従前より石綿付金網を使用していない学校についても、「廃棄」に含めた。

※「密封保管」とは、学校において、石綿付金網を使用しておらず、廃棄を前提に、児童生徒の手の届かない場所に密封で一時保管している状態をいう。

<参考>

これまでの対応状況

- ・本年 8 月 10 日付で、児童生徒の安全対策に万全を期すために、以下について都道府県教育委員会等に要請済み
- ① 石綿付金網からセラミック付金網に代替し、廃棄物行政関係部局と連携して適切に廃棄処理すること。
- ② 石綿付金網であるかどうかの判別が困難な場合や過去に使用した石綿付金網が保管されている場合にも、同様に廃棄処理すること。

◇販売時期、判定方法、廃棄方法等について

理科実験用「アスベスト使用関連製品」に関するお知らせ

「アスベスト」に関する危険性が指摘されており、こうした状況の中で、以前に学校理科室（実験室）で使用していた「アスベスト使用関連製品」についてお知らせします。

【アスベスト付金網】

1988年3月頃まで、「石綿付金網」として販売されていた。

1988年4月頃より、「石綿付金網」の販売が取りやめられ、「セラミック付金網」が代替商品として販売を開始され、現在にいたっている。

【判別方法】

「アスベスト付金網」と「セラミック付金網」の判別は、金網との境目をルーペなどで観察すると、繊維状物質が観察されるものが「アスベスト付金網」、繊維状物質が観察されないものが「セラミック付金網」である。また、どちらとも判断がつかない場合は、下記の方法で廃棄していただくようお願いします。

（アスベスト／セラミック混合金網もあり、判別はなかなか難しい）

【廃棄方法】

他の廃棄物と区別して処理する必要がある。

「アスベスト付金網」を水に濡らして、厚手のビニール袋を二重にして封入し、明記して、廃棄処理を行うまで、人手の届かない場所に保管すること。

そして、「アスベスト」処理許可を有している産業廃棄物業者に委託してください。詳細は各自治体にご相談ください。

【関係法規】

「廃棄物処理法における廃石綿等の扱い」（環境省ホームページ）

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/04.html

「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針」（環境省ホームページ）

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbesto.pdf>

「石綿に係る法規等」（社団法人日本石綿協会）

http://www.jaasc.or.jp/houki/houki_02.pdf

※アスベストを使用した製品

1988年頃までの金網、圧力釜、オートクレーブ、電気定温乾燥機、赤外線乾燥機、滅菌釜、電気蒸留器などで石綿使用の可能性がある